

令和4年第6回稲城市教育委員会定例会

1 令和4年6月13日、午前10時から、地域振興プラザ4階大会議室において、令和4年第6回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）

今泉 浩史

杉本 真紀子

吉田 伸幸

三戸 美代子

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 佐藤 知子

教育指導担当部長 岸 知聡

教育総務課長 長崎 健

学務課長 町田 義信

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 工藤 紀

学校給食課長 佐藤 由美子

図書館課長 久野 由人

1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 加藤 綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第16号議案

「稲城市教育委員会会議規則の一部を改正する規則」

(5) 日程第5 第17号議案

「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」

(6) 日程第6 報告事項

教 育 長 ただ今から、令和4年第6回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

 それでは、日程第1 本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。会議録署名委員については、教育長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、杉本委員にお願いいたします。

 次に、日程第2「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長 1 教育委員会後援名義について
 2 寄附について
 3 東京都市教育長会庶務課長会定例会について
 4 学校開放事業について（4・5月分）

学務課長 1 不登校による欠席児童・生徒数について（5月分）
 2 令和3年度学校給食費未納に対する臨戸徴収の実施について
 3 通学区域変更に係る確認調査の実施について
 4 令和4年度児童・生徒数、学級数について（令和4年5月1日現在）

指導課長 1 担当者事業について
 2 推進事業について
 3 研修事業について
 4 学校訪問事業について
 5 その他について
 6 教育センター関係について

生涯学習課長 1 社会教育委員関係について
 2 社会教育活動の振興について
 3 芸術文化活動の振興について

- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 放課後子ども教室参加状況（4月分）について
- 7 公民館主催事業の実施状況について
- 8 iプラザの主な主催事業の実施状況について
- 9 生涯学習課利用統計について（公民館4・5月分、iプラザ4月分）

学校給食課長

- 1 学校給食野菜に関する圃場見学会について
- 2 第1回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会給食運営管理研究部会について
- 3 施設見学について

図書館課長

- 1 市主催事業について
- 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
- 3 分館の主催行事について
- 4 資料展示について
- 5 城山体験学習館の主な事業について
- 6 地域との連携について
- 7 学校との連携について
- 8 図書館の利用状況（令和4年4月・5月）について

教 育 長

教育行政報告が終わりました。

それでは、日程第4 第16号議案「稲城市教育委員会会議規則の一部を改正する規則」を議題といたします。

本案につきましては、オンラインによる教育委員会への出席を可能とするため、稲城市教育委員会会議規則の一部を改正する必要があるため、提出するものです。

詳細につきましては、教育総務課長より説明いたします。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、稲城市教育委員会会議規則の一部を改正する規則について、ご説明をさせていただきます。

資料につきましては、1ページから2ページです。議案関係資料では1ページから7ページになります。よろしくお願ひします。

本案につきましては、教育委員会用タブレット端末が貸与を開始されることに伴いまして、オンラインによる教育委員会を開催する環境が整備されますことから、オンラインにより会議に出席することを可能とするために、規則の改正をするものでございます。

説明につきましては、議案関係資料の2ページに新旧対照表がございませぬ。こちらをご覧くださいと思ひます。新旧対照表の下線部が関係す

る部分でございます。

初めに、第3条でございます。ここでは定例会及び臨時会について規定をしておりますが、ここに第5項を新設いたしまして、教育長、委員及び関係職員について教育長が認めたときには、オンラインにより会議に出席することができる旨の内容を追加しております。併せて第3条の一部、文言の整理を行っております。

続きまして、第5条でございます。ここでは議席について規定をしておりますが、オンラインにより会議に出席する場合については、別に定める方法によるとの内容を追加しております。

以下、第22条、第25条、第27条とありますが、これにつきましては現行の条文に議場という文言が含まれておりましたので、オンラインによる会議とした内容にそれぞれ修正をしております。

説明は以上でございます。

教育長 以上で、提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 第3条の追加になりました5の箇所ですけれど、「教育長が必要と認めるときは」とありますが、例えばどういった場合を想定されていますか。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 やむを得ず参加できない委員がいらっしゃったときや、やむを得ず開催ができないような状況のときに想定してございまして、主には災害時ですとか今回コロナ禍のような感染症ですとか、そういった非常時を想定して規定しているものでございます。

以上でございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 それは真にやむを得ない場合というふうに理解いたしました。

そこでなんですけれど、やむを得ない場合というのは、オンライン出席をしようとする委員も、何らかの様々な条件がいろいろ満たされないような状況の中での参加になることもあろうかと思いますが、例えば、そのような場合にオンライン参加をする委員の状況についての何らかのルール規定というのは必要ないでしょうか。といいますのは、例えば災害時、本当に極端な場合ですけれど、駅の構内で途中からタブレットで参加してもいいのかですとか、そんなような場合です。

教育長 教育総務課長。

教育総務課長 今回、この規則のほかに運用基準というのを別途定めようとしてございます。運用基準は、タブレット端末の運用基準ということで、そこにオンライン出席のことも記載していますが、現在事務局で作った案では、例を二つほど挙げていて、先ほど申し上げた感染症による濃厚接触の方ですとか、災害等の事由により集合できない場合、そういったことを書いているので、ほかの例をどうするかというところは、今のところ明示したものを作っていかうということまでは考えてはいなかったのですが、そういったケースに応じて、教育長にご判断いただくような形で行けたらと考えています。事前にいろいろルールは規定したほうがいいというところもご意見としてはあろうかと思っておりますので、もし、必要であればそういったことがあるかもしれませんが、現時点では例だけ挙げさせていただいて、あとは個別の判断ということで考えてございます。

以上でございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 ちょっと極端な例を申し上げてしまったかなと思っております。

気になりますのは、教育委員会と稲城市議会とがどのようにこのシステム上異なるかということを私は気にしました。市議会と同じようにタブレット端末が配付されたから、そのままオンライン参加を可とするというふうにはならないだろうと思っております。すみません、私、議会の規則がどうなのかよく分かっていないところで申し上げます。

例えば、市議会はインターネット中継をしていますけれど、今のところ教育委員会は、規則がどうなっているか分からないところで申し上げますすみませんけれど、そういったシステムはされていないと思います。ということは、傍聴したいと思う方は、現にこの場に、議場に来てでない傍聴できない。ただ、議会の場合はインターネット中継もしているので、必ずしも傍聴の手続を取らなくても、リアルタイムでどのような議論が議事進行されているかということが、市民が分かるという状況にあります。

ということは、例えば、私が真にやむを得ない事情でオンライン参加をするとして、ただ、そのときの私の状態が、ほかにも音が漏れるような状態だったら、手続を取らなくてもほかの方が傍聴をしてしまう。そういった場合等が私は気になるかなと思っております。

また、教育委員会は議会とは異なって、非公開案件が半数近くあるかと思っております。非公開案件で非公開にするというのは、その議題の内容の、中心となる方々の個人情報をお守りするためのものですので、非公開案件のときどうするかということも、市民に対して安心していただくためには、そのところのルールをきちんとしておく必要があるのではないかと思っております。

おります。運用規定になくてももちろん問題ないかと思いますが、そういったところをちょっと私は、市民の代わりに、市民の気になるところかと思っておりますので申し上げているつもりです。

基本的なことを要綱は要綱で、規則は規則で構わないと思いますが、そののところも早急に検討していただきたいと思っております。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 オンラインの会議については、市議会のこともおっしゃっていただいたのですけれども、市議会はまだそこまで踏み込んでおられません。今、ペーパーレス化をしている段階ですので、会議にオンラインで参加といった議論はまだされていないところではあります。

傍聴に関しましては、オンラインで開催された場合につきましても、何らかの形で市役所の会場を確保しまして、そこで音声や画像を視聴していただけるような形で運用していきたいと考えてございます。おっしゃっていただいた非公開審議に関しましては、その際に映像を止めたり再開したりということはございますけれども、そんな形で考えてございます。

あと、会議に出席しているときに第三者の方がご覧になるかもしれないというところは、非常にこちらも心配をしているところですので、この運用基準にはちょっと記載をさせていただいて、第三者の閲覧については配慮いただくような形を考えてございます。

すみません、以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

杉本委員 ありがとうございます。

教 育 長 続いて、今泉委員。

今泉委員 大丈夫です。傍聴のことを聞きたかったのです。

教 育 長 分かりました。
三戸委員。

三戸委員 私も、こちら参加者サイドの規定の部分が気になっておりまして、今、委員からもありましたように傍聴もございますが、ネットワークですね。ネットワークを、例えば、フリーのようなネットワークを使って参加して良いのかどうかとか。じゃあ、自宅にあるWi-Fiだったら良いのかとか。ただ、災害時となりますと、場合によってはそういったフリーのネットワークを使わなくてはいけないというような可能性もあると思いますが、こう

いった機密事項とかがある場合、フリーのネットワークでは脆弱なのかなという心配がございまして、その辺りどのようにお考えかお聞きしたいなと思っております。

教 育 長 教育総務課長。

教育総務課長 こちらタブレットにつきましては、LTE回線というのを使っております、十分安全に配慮した形で接続できるような形で整備してございますので、フリーのWi-Fi等に接続しないこと、と規定には記載しますが、基本的にはWi-Fiに接続しないで利用できる形で考えてございます。以上でございます。

教 育 長 三戸委員。

三戸委員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 ほかに。

ほかに質疑がありませんので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第16号議案「稲城市教育委員会会議規則の一部を改正する規則」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第16号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第5 第17号議案「稲城市立学校給食共同調理場運営委員会委員の委嘱について」及び日程第6 報告事項を議題といたします。

第17号議案は人事案件、報告事項は予算案件であることから非公開といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

教 育 長 ご異議なしと認めます。よって第17号議案及び報告事項は非公開審議といたします。

これより非公開審議に入りますので、関係者以外の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する

(これより第17号議案及び報告事項は非公開審議)

(非公開審議会議録は別紙)

(これにて第17号議案及び報告事項の非公開審議は終了)

(暫時休憩)

※退席した職員が入室する。

教 育 長 再開いたします。

これより、第17号議案「稲城市立学校給食共同調理運営委員会委員の委
嘱について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第17号議案は原案のとおり可決いたしま
した。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会いたし
ます。お疲れさまでした。

(午前 11 時 2 分閉会)